

令和8年度 第2回猪名川町農会長会次第

と き 令和8年7月3日（金）
午後6時30分から
ところ 猪名川町立中央公民館 視聴覚ホール

1 あいさつ

2 協議事項

- ① 令和8年産水稻・そば作付状況について・・・P 1
- ② 経営所得安定対策等について・・・P 3
- ③ 資材・燃料等価格高騰対策支援事業について・・・P 9
- ④ 営農活性化補助金について・・・P 10
- ⑤ 農業用施設改修事業補助金について・・・P 12
- ⑥ ため池保険の継続・新規加入について・・・P 14
- ⑦ 災害被害調査にかかる協力について・・・P 16
- ⑧ 農作業中の熱中症予防について・・・P 18
- ⑨ 有害鳥獣について・・・P 22
- ⑩ 窓口開庁時間等の変更について・・・P 25

令和8年産 水稻・そば作付状況について

1. 主食用水稻

年度	作付面積 (a)	生産目安 (a) (H29 まで配分面積)	作付率 (%)
H28	18,607.1	18,807.6	98.9
H29	18,439.6	18,719.9	98.5
H30	18,520.7	18,200.0	101.8
R1	18,214.1	18,200.0	100.1
R2	17,338.7	18,200.0	95.3
R3	17,175.3	17,300.0	99.3
R4	16,676.5	17,300.0	96.3
R5	16,421.6	17,300.0	94.9
R6	16,092.0	17,300.0	93.0
R7	16,535.9	17,300.0	95.6
R8	16,768.9	17,300.0	96.9

(6月末日時点)

○対前年比 作付面積 +233a

2. そば

年度	作付農家数	作付面積 (a)
H28	72	2,132.6
H29	68	1,959.2
H30	64	1,720.5
R1	64	1,560.1
R2	63	1,912.4
R3	63	1,771.8
R4	62	1,952.8
R5	61	1,794.4
R6	64	1,838.3
R7	59	1,314.8
R8	51	1,071.9

(6月末日時点)

○対前年比 作付面積 ▲242.9a

令和8年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

予定数量	821 t	生産目安	834 t
予定面積	170.3 ha	面積換算	173.0 ha
基準単収	482 kg/10a	基準単収	482 kg/10a

猪名川町地域農業再生協議会

集落 番号	集落名	水田面積 (a)	令和8年産米の需要量のに関する情報								＜参考＞令和7年産米の作付状況				
			作付予定面積								水稲				そば
			水 稲						そば						
			主食用米 (a)	7年産との 比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	(30kg/袋)		7年産との 比較	作付目標 面積 ① (a)	主食作付 面積 ② (a)	その他 水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)
1	原	1,210.9	613.2	12.3	0.0	0.0	29,554	985	24.2	▲ 25.8	503.7	600.9		119.3	50.0
2	内馬場	686.7	223.1	▲ 6.4	0.0	0.0	10,751	358	7.0	0.0	239.9	229.5		95.6	7.0
3	民田	756.1	506.0	63.9	0.0	0.0	24,391	813	0.0	▲ 21.8	463.9	442.1		95.3	21.8
4	上阿古谷	2,452.9	1,195.7	1.5	0.0	0.0	57,634	1,921	34.5	▲ 13.9	1,217.5	1,194.3		98.1	48.5
5	下阿古谷	1,038.3	625.3	3.2	0.0	0.0	30,137	1,005	28.2	11.2	612.5	622.1		101.6	17.1
6	北田原	1,088.3	443.1	▲ 9.3	9.4	0.0	21,358	712	0.0	0.0	448.8	452.4		100.8	0.0
7	南田原	1,129.5	452.4	▲ 9.5	0.0	0.0	21,803	727	33.3	0.0	446.2	461.9		103.5	33.3
8	北野	262.1	147.5	0.0	0.0	0.0	7,108	237	0.0	0.0	147.5	147.5		100.0	0.0
9	紫合	1,967.6	987.2	▲ 17.3	0.0	0.0	47,581	1,586	57.8	23.3	894.9	1,004.4		112.2	34.5
10	柏梨田	451.6	144.1	▲ 14.4	0.0	0.0	6,945	232	12.3	▲ 13.2	149.8	158.5		105.8	25.5
11	上野	819.1	345.5	▲ 18.6	0.0	0.0	16,655	555	56.9	0.0	353.5	364.1		103.0	56.9
12	広根	1,236.9	658.1	2.0	0.0	0.0	31,722	1,057	7.3	0.0	692.0	656.2		94.8	7.3
13	銀山	148.4	56.9	0.0	0.0	0.0	2,744	91	0.0	0.0	56.9	56.9		100.0	0.0
14	猪瀬	358.8	94.6	0.0	0.0	0.0	4,558	152	58.1	0.0	104.1	94.6		90.8	58.1
15	肝川	742.4	416.8	5.0	0.0	0.0	20,087	670	0.0	0.0	416.8	411.8		98.8	0.0
16	差組	410.4	216.1	3.2	0.0	0.0	10,415	347	0.0	0.0	201.7	212.9		105.6	0.0
17	万善	718.8	248.8	106.4	0.0	0.0	11,990	400	26.1	▲ 13.3	103.2	142.4		138.0	39.4
18	槻並	3,857.2	1,788.2	48.6	0.0	0.0	86,192	2,873	211.5	47.4	1,828.6	1,739.7		95.1	164.1
19	木津上	1,261.9	407.6	0.0	0.0	0.0	19,647	655	56.6	0.5	418.4	407.6		97.4	56.1
20	木津	539.0	336.4	0.0	0.0	0.0	16,213	540	0.0	0.0	307.7	336.4		109.3	0.0
21	木間生	528.0	270.6	▲ 3.7	0.0	0.0	13,043	435	15.3	15.3	274.3	274.3		100.0	0.0
22	朽原	1,164.7	491.0	▲ 24.9	0.0	0.0	23,667	789	0.0	0.0	519.9	515.9		99.2	0.0
23	林田	504.2	88.7	0.0	0.0	0.0	4,277	143	0.0	0.0	88.7	88.7		100.0	0.0
24	笹尾	1,643.2	1,029.0	11.3	0.0	0.0	49,599	1,653	100.2	▲ 66.2	845.7	1,017.7		120.3	166.4
25	清水	757.0	332.1	0.0	0.0	0.0	16,006	534	0.0	0.0	394.9	332.1		84.1	0.0
26	清水東	1,040.8	565.2	0.0	0.0	0.0	27,243	908	37.1	0.0	526.5	565.2		107.3	37.1
27	仁頂寺	319.6	128.9	0.0	0.0	0.0	6,213	207	0.0	0.0	131.2	128.9		98.3	0.0
28	島	507.0	306.4	3.2	0.0	0.0	14,766	492	14.9	0.0	238.9	303.2		126.9	14.9
29	鎌倉	901.4	554.6	14.7	0.0	0.0	26,732	891	0.0	0.0	454.5	539.9		118.8	0.0
30	杉生	1,223.5	596.5	▲ 1.4	0.0	0.0	28,749	958	0.0	0.0	527.7	597.8		113.3	0.0
31	西畑	803.1	492.3	0.0	0.0	0.0	23,727	791	133.7	0.0	457.4	492.3		107.6	133.7
32	柏原	3,531.2	1,195.8	▲ 43.1	0.0	0.0	57,637	1,921	248.7	0.0	1,106.3	1,238.9		112.0	248.7
33	農会外	3,214.3	1,073.6	316.6	0.0	0.0	51,746	1,725	8.2	1.0	709.9	757.0		106.6	7.2
	合 計	37,274.7	17,030.9	443.3	9.4	0.0	820,890	27,363	1,171.8	▲ 55.8	15,883.5	16,587.6	0.0	104.4%	1,227.5

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス
※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

経営所得安定対策等について

1. 各交付金の交付要件

経営所得安定対策の各交付金の交付を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

(1) 畑作物の直接支払交付金

- ①認定農業者、集落営農、認定新規就農者であること。
- ②販売農家であること。
- ③5年間に一度も水張り（水稲作付け）が行われていない農地は令和9年度以降対象外。※ただし令和7年度・8年度のいずれかで①1か月以上の湛水管理を行う、②連作障害を回避する取組を実施する、のいずれかが確認できた場合、水稲作付けが行われたものとみなす。
- ④農産物検査を受けていること。

(2) 水田活用の直接支払交付金

- ①販売農家であること。
- ②5年間に一度も水張り（水稲作付け）が行われていない農地は令和9年度以降対象外。※ただし令和7年度・8年度のいずれかで①1か月以上の湛水管理を行う、②連作障害を回避する取組を実施する、のいずれかが確認できた場合、水稲作付けが行われたものとみなす。

2. 販売実績（出荷・販売）の確認について

出荷・販売の確認書類については、5年間の保管が必要です。本町では、交付要件の確認を行うために下記書類の提出を求めている、それを町で一括して証拠書類として保管します。

つきましては、出荷・販売を確認する方法について、次の書類を準備してください。役場への提出時期については、該当者へ直接通知します（概ね11月頃）。

① 量販店、市場（阪急オアシス、イオン等）等へ出荷している場合

- ・ 販売伝票、出荷販売契約書の写し等、出荷販売が確認できる書類

② 道の駅いながわ（直売所）に出荷している場合

- ・ 出荷記録

道の駅より提供いただく予定となっていますが、ご家族の名前で出荷している等の理由で農業者名と道の駅の出荷者名が一致しないケースや、営農計画書に記入いただいた農作物と別の農作物を作付・出荷しているケースが例年多くみられます。これに該当する場合は、事前に農業環境課までご連絡ください。

③ 無人販売所に出荷している場合

- ・ 販売記録（任意書式）
 - ・ 販売していることを確認できる写真（陳列の様子など）
- ※必ず、交付金を受ける作物全ての写真を提出してください。

④ 知人、友人に販売している（金銭の授受が伴っている）場合

- ・ 出荷販売契約書（任意書式）
- ・ 販売記録（任意様式）

令和8年産の出荷販売契約書

物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

(契約者名)

売渡人 (甲) : _____

購入者 (乙) : _____

(契約の内容)

契約する物品名、数量、契約金額等は、次のとおりとする。

1. 物品名 : _____

2. 数量 : _____

3. 契約金額 : _____

令和 年 月 日

(甲)

住所 _____

名前 _____ 印

(乙)

住所 _____

名前 _____ 印

令和 8 年産の販売記録

住 所：_____

氏 名：_____

1. 販売先 _____ (住所・氏名等)

2. 圃場名 _____

3. 販売記録

販売品目	販売年月日	数量(kg、個数)	販売額 (円)

- ※ 1 無人販売所で販売した場合は、販売行為を確認できる写真を添付してください。
- ※ 2 知人・友人等に販売した場合は、出荷販売契約書を添付してください。
- ※ 3 販売行為を確認する証拠書類です。5年間保管してください。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性②

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性 (令和9年度～)
	主食用米	—	—
水活	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討 (業務用米)
	非主食用米		
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	生産性向上に向け、 10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち新市場開拓用米等		
	麦、大豆、飼料作物	10a当たり定額の単価で支援	
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。 <u>付加価値向上等</u> の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。 <u>付加価値向上等</u> に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援 (環境直接支払交付金の見直し)
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物 等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	—	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援 (中山間地域等直接支払交付金の見直し)
多面的機能支払交付金	—	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援 (多面的機能支払交付金の見直し)

水田活用直接支払交付金 5年水張り要件の見直しについて



！ 見直しのポイント ！

- ★令和9年度以降、5年水張り要件は求めません！
- ★令和7・8年に連作障害を回避する取組を実施した場合、湛水管理を行わなくても交付対象となります！

【改正前】

令和9年度以降も水田活用直接支払交付金の交付対象農地とするには、令和8年度までに以下のいずれかの取組が必要。

①水稲作付を行う。

以降、5年に一度の水稲作付を行う。（5年水張り要件）

②1カ月以上の湛水管理を行い、連作障害による収量低下を発生させないこと。

※圃場ごとに過去5年間の収量の記録が必要。



【改正後】

令和9年度以降も水田活用直接支払交付金の交付対象農地とするには、令和8年度までに以下のいずれかの取組が必要。

①水稲作付を行う。

②1カ月以上の湛水管理を行う。

③令和7年度または令和8年度において、連作障害を回避する取組を実施する。



詳細は裏面へ！！



連作障害を回避する取組内容について

連作障害を回避する取組は以下のものが当てはまります。

- ① 土壌改良資材・有機物（堆肥・もみ殻等を含む）の施用
- ② 土壌に係る薬剤の散布
- ③ 後作緑肥の作付け
- ④ 病害虫抵抗性品種の作付け
- ⑤ 地域農業再生協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組（輪作）

～⑤の取組イメージ～



連作障害を回避する取組の実施確認方法

実施確認については、以下の書類にて確認を行います。

< 上記①～④の取組の場合 >

★ 提出していただく書類

- ・ 作業日誌（任意様式）
- ・ 資材・薬剤等の購入伝票

< 上記⑤の取組の場合 >

- ・ 営農計画書（野帳）

提出期日：12月18日（金）

※ 取組実施されましたら、速やかにご提出いただけますと幸いです。

⚠ 写真や、収量記録の提出は必要ありません！



水田活用直接支払交付金の活用を検討されている方は、令和7年度または8年度においてご対応いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（役場農業環境課農政担当）

電話：072-766-8709

資材・燃料等価格高騰対策 支援事業(第4弾)



給付金の概要

農業用資材及び農機具燃料等の価格が依然として高騰していることから、これらの影響を受ける農家の経営を支援するため、①水稻作付者及び②野菜等の販売農家に対し、一律10,000円(認定農業者等の担い手については、一律20,000円)を支給します！

対象者

令和8年12月22日(予定)で以下の要件を満たす方
(いずれか1つの要件を満たしていれば対象となります)

- ① 水稻作付者
- ② 野菜等販売農家

出荷販売は12月
中旬までに！

※同一世帯につき1回のみの申請可。

給付金額

対象者1人につき一律 **1万円**

※認定農業者・認定新規就農者・農業法人は一律 **2万円**

申請方法

11月農会長会にて申請書等を配布します。

【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会(猪名川町役場農業環境課内)

電話：072-766-8709(平日8:45～17:30)

住所：猪名川町上野字北畑11-1

令和9年度

営農活性化補助金のご案内

パイプハウスやぶどう棚を新設される方、そばを栽培している方、果樹を植栽される方に対して猪名川町が独自に補助金を交付します！



①パイプハウス等設置支援事業

【助成金額】 ※上限200万円まで

【認定農業者・農業法人】 【新規就農者（5年以内）】 パイプハウス 200㎡以上	対象金額×1／2
【上記以外の方】 パイプハウス 200㎡以上	対象金額×1／3
ぶどう棚 25万円以上／a	対象金額×1／2

【申し込み方法】

9月末までにJAに申し込み

※野菜部会会員が対象

※共済保険に加入必須

農家の皆さんを
支援します！！

②果樹産地活性化支援事業

【対象品目】

栗、ぶどう、柿、ブルーベリー、桃、梅、ゆず、キウイ

【助成金額】

最低購入本数以上の購入	購入費用×1／2
-------------	----------

※最低購入本数については、品目によって異なります。

※補植を行う場合は、従来からの樹木と併せ、最低購入本数以上となる本数とする。

【申し込み方法】

6月頃、果樹部会会員にご案内します。

※果樹部会会員が対象



③そば栽培支援事業

【助成金額】

基本助成金額	10,000円／10a
団地化加算金	10,000円／10a

【玄そばの買取り】

北海道産玄そば12月価格の最高額＋乾燥調整費＋100円

【実施時期】

播種：8月上旬～下旬

刈取：11月上旬～下旬

※天候によって時期は変更になる場合がございます。

【申し込み方法】

農会を通じて猪名川町役場農業環境課に申し込み。



0.5ha以上の
団地化で加算
対象です！

④北摂栗生産環境整備事業

【内容】

高齢化等の理由により、栗の木の剪定を剪定士に委託する生産者に対して、委託費用の一部を助成します。

【対象者】

町内で北摂栗を生産し、道の駅いながわ又はＪＡ兵庫六甲に
出荷している猪名川果樹部会会員

【助成金額】

剪定費用の2分の1を補助（上限5万円）

補助金を受けるためにはそれぞれ要件があります。
詳しくは、下記お問い合わせまでご連絡ください。

お問い合わせ：猪名川町役場農業環境課 072-766-8709



猪名川町農業用施設改修事業補助金

補助金の概要

農業用施設の修繕箇所が増加、老朽化対策として地元施工による農業用施設の改修・修繕費用の一部を補助する事業です。

補助額

工事費用の1／3以内 ※千円未満切捨て

- ・10万円以上の工事が対象、補助金の上限額は100万円まで
- ・町の予算の範囲内での交付となりますので、要望箇所が多数の場合、緊急性の高い施設から順に対象といたしますのでご了承ください。

補助対象者

農業用施設の管理者又は利用している農業者及び農業者団体

補助対象施設

農業用排水路、農業用道路、農業用取水施設、農業用ため池などの農業用施設

補助対象事業

以下に掲げる全ての要件を満たす事業。

- ①修繕等に要する工事費の額が10万円以上の事業であること。
- ②受益戸数2戸以上の農業用施設であること。
- ③草刈りや泥上げ等の維持管理が適正に行われている農業用施設であること。
- ④当該農業用施設を修繕するに当たり、国、地方公共団体等による補助を受けていないこと。
- ⑤通常の維持管理として行うべき工事又は適正な管理を怠ったことによる修繕工事でないこと。

申請期限

工事着手前年度の9月末までに役場までご相談ください。

【お問い合わせ】

猪名川町役場 農業環境課 農政担当

電話:072-766-8709

住所:猪名川町上野字北畑11番地の1

補助金申請の流れ

①事前相談（申請者→町）

適用対象かどうかの有無、工法等について事前に相談してください。

②補助金の交付申請（申請者→町）

交付申請書(様式第1号)、位置図、平面図、現況写真、誓約書(様式第2号)、受益者の同意書(様式第3号)、見積書（3社以上）、その他関係書類を提出してください。

③補助金の交付決定（町→申請者）

現地調査等による審査の上、交付決定通知書(様式第4号)を送付しますので、工事業者に依頼してください。

④申請内容の変更（申請者→町）

申請内容、工事額等の変更があれば交付変更申請書（様式第5号）、変更内容を証明する書類（金額変更の見積書等）を提出してください。

⑤補助金の変更交付決定（町→申請者）

可否を審査し、交付変更決定通知書(様式第6号)を送付します。

⑥実績報告書類の提出（申請者→町）

工事が完了したら、実績報告書(様式第7号)、支払領収書の写し、工事写真（着工前、施工状況、工事完了後）、交付請求書(様式第9号)、その他の書類を添付して提出してください（工事完了後30日以内もしくはその年度の3月31日までに提出）。

⑦補助金の確定通知（町→申請者）

交付決定の内容に適合すると認めた場合、交付確定通知書（様式第8号）を送付し、指定口座に振り込みを行います。

令和8年7月3日

農会長 各位

猪名川町地域振興部 農業環境課長

「ため池保険」の継続・新規加入について（ご依頼）

猛暑の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は町農政及びため池事業の推進につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、加入いただいております「**ため池の施設賠償責任保険**」が8月26日をもって**更改**を迎えることとなります。今年も引き続き「契約の更改と新規加入者」の募集を行いますのでご案内致します。なお、個々の池により保険料が異なるため、農会ごとの一覧にてご案内させていただきます。

募集方法につきましては、下記の要領にて、貴農会所属の「ため池所有者・管理者」の方々のご加入を取りまとめていただき、猪名川町農業環境課までご報告くださいますようお願い申し上げます。

記

1 加入申込方法

① 現在加入されているため池については、添付しております一覧表に記載しております。「防護柵」「立て札・看板」の有無確認のうえ、「継続」欄の「継・否」いずれかに○印をお付けください。

② 申込書右上に会長名の記名と捺印をお願いします。

2 保険料のお支払い方法

保険料は、申込書各池の右欄の保険料の集金をお願いします。

農会ごとに取りまとめの上、申込書とともに猪名川町農業環境課までご持参ください。

3 申し込み締め切り日

8月3日（月）期日厳守

4 その他

保険に関する質問などがありましたら、

㈱関西リスクシェアリング（TEL080-9305-8098 担当・深見）までご連絡ください。

『ため池保険』に関するQ&A

Q 1, この保険は、だれのための保険ですか？

A 1, 申し込まれた池や水路の管理者、管理組合等の代表者のための保険です。

Q 2, どんなときに支払われる保険ですか？

A 2, 申し込まれた池や水路で、管理者のミスや不具合で発生した事故に対して、被害者の方より賠償請求があった場合にお支払いする保険です。

【支払われる例】

- ◆池や水路で第三者の人が壊れていた防護柵の間から転落しケガ又は死亡したとき。
- ◆池や水路で第三者の自転車が倒れていた「立ち入り禁止」の立て札にあたり乗っていた自転車が壊れたとき。

【支払われない例】

- ◆被害者の故意や過失で生じたとき。
- ◆地震、噴火、洪水などの天災によって生じたとき。

Q 3, この保険では、何が支払われるのですか？

A 3, A 2 の例で発生した事故では、以下のような費用が支払われます。

- ◆身 体：治療費及び応急手当等
- ◆財 物：修繕費等
- ◆その他：被害者とのトラブルを解決するために要した裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用

Q 4, 管理者や管理の代表者が事故にあった場合はこの保険で支払われますか？

A 4, 保険を申し込まれた管理者や管理の代表者には、支払われません。

この場合は、個人で加入されている生命保険や傷害保険が支払い対象となります。

- ◆管理者とは … 池や水路を個人で所有されて、個人名で申し込まれた方（ご本人）とその同居の2親等以内の親族。
- ◆管理の代表者とは… 池や水路を水利組合や村の所有とされているところで、組合長や会長と役員（執行委員）の方。

Q 5, 管理の代表者の家族は賠償を受ける対象になりますか？

A 5, この場合は組織、団体として見ますので、家族の方は賠償を受ける対象となります。

Q 6, 管理者と所有者及び地権者との関係はどのようになりますか？

A 6, 管理者として保険を申し込まれた方以外は、賠償を受ける対象者となります。

Q 7, 補償の額は、いくらまで支払われますか？

A 7, 身体、財物に対しては、1事故3億円（免責0円）までの補償

質問、相談などがありましたら(株)関西リスクシェアリング 深見 までご連絡ください。

☎ 0 7 2 - 7 6 6 - 1 5 4 0

【ご連絡】

- この保険は、農会全てを合算した1件の保険となっています。
したがって、更新を希望される方から個別に徴収することができません。
- 農会ごとにまとめられた申込書と保険料は、いったん町役場がお預かりし、町農会として(株)関西リスクシェアリング様に一括してお支払いをさせていただきます。

令和8年7月3日

農会長 各位

猪名川町長 岡本 信司

災害被害調査にかかる協力について(依頼)

夏至の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、町防災関係行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の災害は、大型台風の襲来だけでなく、線状降水帯の発生などでも被害は甚大化しており、災害時の被害状況について、正確かつ迅速に被害状況を把握するためには、地域の実情を把握されている皆様のご協力が必要不可欠となっております。

つきましては、災害被害調査にご協力いただきたく依頼させていただきます。

日頃から、皆様には、防災関係行政だけでなく、何かとご協力いただき、ご負担をおかけしているところですが、防災に関しては、地域の皆様の生命に直結する重要な事項になりますので、重ねてお願いいたします。

なお、災害被害調査にかかる具体的な内容は下記のとおり取り扱いいたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 災害による被害調査を、災害が一定収まった段階に、町全体をまとめて調査させていただきます。
- 2 農会員の方に、被害があった場合は、農会長へ連絡していただくよう周知お願いいたします。(災害発生中に確認された被害については、直接町災害対策本部に通報をお願いします。)
- 3 農会長へ各地域の町担当職員(裏面)から、電話等により被害の有無の調査を実施させていただきますので対応方お願いします。
- 4 被災状況の現場確認を、農会長または被災者の方に立会をお願いする場合がありますことご承知おきます。

猪名川町企画総務部総務防災課

TEL:072-767-1207 FAX: 072-766-3732

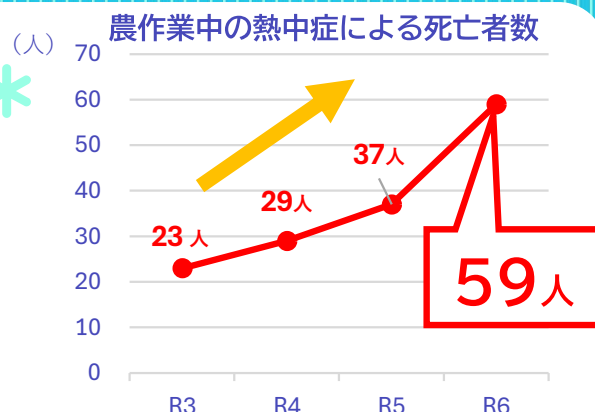
Eメール:kikikanri@town.inagawa.lg.jp

農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

熱中症等による死亡事故が急増しています！
4月1日～6月30日は熱中症等対策研修強化期間です。
各地域で開催される研修に参加しましょう！

* 農作業中の熱中症が急増 *

- 近年、農作業中の熱中症による死亡者は急増しています。
- このうち、約85%が7～8月に発生しています。



* 予防のポイント *

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう！

農林水産省



熱中症対策

* 熱中症対策アイテム *

身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、
ネッククーラー

1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際
のリスクを回避したいときに
活躍



ウェアラブル端末、
応急セット

環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩
の質を高めたいときに活躍



ミストファン

* 熱中症が疑われる場合には *

01 作業を中断



(代表的な症状)

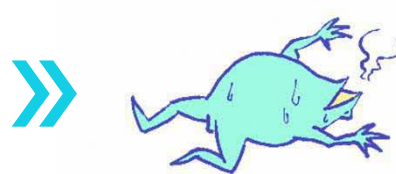
- ・ 汗をかかない、体が熱い
- ・ めまい、吐き気、頭痛
- ・ 倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- ・ 涼しい環境へ避難
- ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
- ・ 水分・塩分を補給

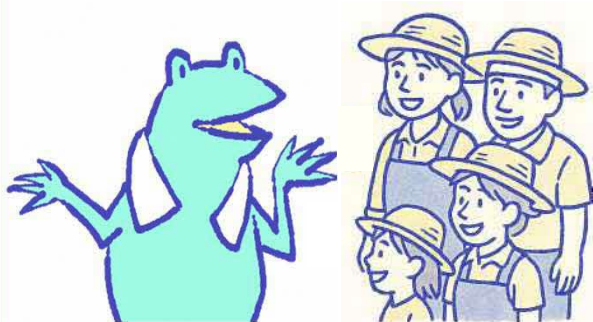
03 病院へ



応急処置をしても症状が改善
しない場合は医療機関で診療
を受けましょう!!

7月～9月は“夏の熱中症等対策声かけ期間”

キャッチフレーズ:いのちをうばう、夏のひとり作業



農作業中の熱中症死亡事故の
多くは1人作業で発生しています。

大切な人の命を守るため、
家族や地域で声をかけあいましょう!

7月から9月は

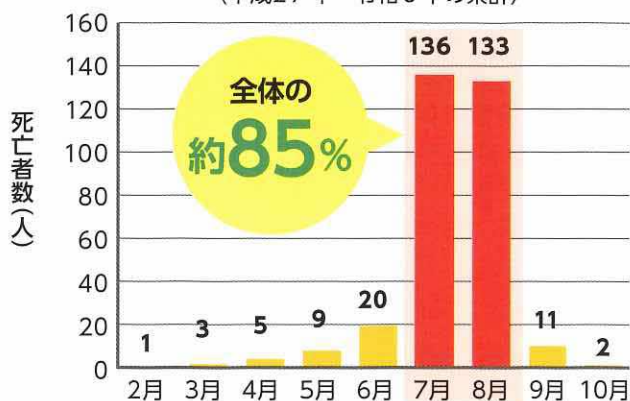
夏の熱中症等 声かけ期間 です!

農作業中の熱中症等による死亡者が急増しています!

このうち、約85%が7～8月に発生しており、非常に熱中症リスクが高くなっています。

熱中症事故は、周りの人がお互いに気を配り、声をかけ合うことで、防げる可能性があります!

農作業中の熱中症による月別の死亡事故件数
(平成27年～令和6年の累計)



出典：農作業死亡事故調査（農林水産省）

声かけ活動のポイント

家族で



作業前後だけでなく、作業中もこまめなコミュニケーションを

- ☐ 「水分、持った？」
- ☐ 「体調が悪くなったら、すぐに連絡して」

職場で



その日の体調や暑さに応じて柔軟な声かけを

- ☐ 「顔色わるいよ、休憩しよう」
- ☐ 「WBGT 値が高いから、昼は作業を中断しよう」

地域全体で



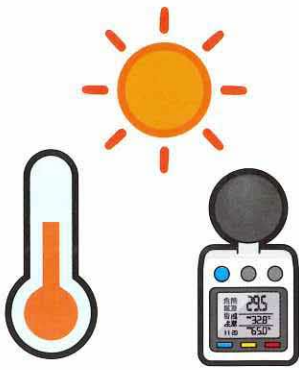
顔を合わせたら、まず一声声かけを

- ☐ 「今日は熱中症警戒アラートが出てるよ」
- ☐ 「夏は疲れやすいから、高い所も気をつけて」

キャッチ
フレーズ
は

「いのちをうばう、 夏のひとり作業」

熱中症対策の3つのポイント



温度やWBGT値を見て作業を考えよう

- 暑さに応じて、作業内容を調整
- 重い作業は、朝夕の時間帯にずらす、または休憩や給水の回数を増やす



こまめに休憩を取ろう

- 20分おきを目安に休憩
- 休憩時には水分・塩分補給を（コーヒー・緑茶はさけ、水・スポーツ飲料など）
- 日陰や冷房のある場所で体を冷やす



もしもの時の応急処置

- 異常を感じたらすぐ作業を中断し、涼しい場所で衣服を緩めて身体を冷やす
- 意識がもうろうとしている・返答がおかしい場合は、直ちに119（または#7119）を



**農業は1人作業が多く、
熱中症になった際に自分では症状を自覚しにくいことから、
熱中症が重篤化しやすい傾向にあります。
また、高温の日は疲れ等により、
高所から転落する等の事故が起きやすいので注意が必要です。**

どうしても、一人作業を避けられない場合は…



携帯で家族等と30分おきに
連絡を取り合う



危険な状態をアラートで伝える
ウェアラブル端末を着用する

暑さ対策には
スマート農業技術や
農業支援サービス事業者の
活用も有効です！



**一人ひとりの「大丈夫？」が、命を守ります。
この夏は熱中症による死亡者0を目指しましょう！**

農林水産省補助事業（農作業安全総合対策推進）にて作成

制作事務：一般社団法人日本農業機械化協会



その他熱中症対策は
農水省HP

鳥獣被害防止柵購入事業補助金

の活用をご検討のみなさまへ

○補助金の交付は、予算の範囲内となります。ご検討の場合はお早めに申請ください。

- ・ 獣害対策用の電気柵等資材については、町がその購入経費の一部を補助する事業を平成29年度より実施しています。
- ・ 令和3年度からは、栽培した農作物を出荷していない場合も補助の対象となっています。
- ・ 補助事業の内容や手続については、本チラシをご確認いただくとともに、役場農業環境課までお問合せください。

【補助事業の概要】

① 補助の対象者（以下全ての要件を満たす方）

- ・ 町内に住所を有する農業を営む個人又は法人であり、現に農作物被害を受け、または受ける恐れがあること。
 - ・ 獣害防止柵を設置しようとする所有農地等で農作物を栽培していること。（ただし、出荷の有無によって補助上限額が異なります。）
 - ・ 町税の滞納がないこと。
 - ・ 同一年度において、本人または同一世帯人等が、この補助金を受けていないこと。
 - ・ 過去8年以内に、同一農地で本事業または国・県等の補助を受けていないこと。
- ※ただし、農地の防護機能を高めるために、他の種類の防護柵を組み合わせる場合は、この限りではありません。

② 補助の対象

- ・ 電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費

③ 補助金額

- ・ 購入費用（税抜）の1／2
個人（出荷もしくは出荷予定の場合）： 最大5万円（法人は最大10万円）
個人（出荷しない場合）： 最大3万円

④利用（申請）の手続

必ず資材購入前に申請手続が必要です。

※ 農業環境課窓口のみの受付となります。

【問い合わせ先】

猪名川町 農業環境課 有害鳥獣担当

TEL：766-8709

FAX：766-7725

補助率2／3 上限30万円

猪名川町危険木伐採支援事業補助金 危険木伐採等の費用を補助します

1 事業の概要

住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、町内の危険木の伐採等を行うものに対し、費用の一部を補助します。

2 対象となる危険木

森林法第2条第1項に規定する森林内にある胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある①住宅その他の建物等に損害を与えるおそれのある樹木、②通行の支障となるおそれのある樹木をいいます。

3 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、以下に掲げる者としします。

(1) 危険木を所有する者

(2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者で、危険木を所有する者から事業実施の承諾を受けている者に限ります。

(3) 危険木の倒木により人命への被害や通行の支障が生じるおそれのある道路が存する地域の地元自治会及びその他団体の代表者等

※ただし、(1)と(2)が同一若しくは生計が同一である場合は対象外とします。

通行の支障となるおそれのある樹木を追加しました。

4 補助金の対象経費

危険木の伐採等（ただし、伐根は除く。）に要する経費とします。

地元自治会及びその他団体の代表者等を追加しました。

5 補助金の額等

対象経費の3分の2以内で、30万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ただし、予算で定めた額の範囲内となります。

※補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む）につき1年度内において1回限りとします。

6 事業の流れ

事業実施前にご相談ください！

事業実施後は、申請を受付できませんのでご注意ください

(1) 農業環境課に連絡

(2) 伐採事業者への相談・見積

(3) 町へ「補助金交付申請書」を提出

(4) 町より交付決定通知書を送付

(5) 伐採請負契約・工事着手（伐採届が必要な場合は最短30日後になります。）

(6) 伐採完了後に町へ「実績報告書」「補助金請求書」を提出

(7) 町より補助金交付

問い合わせ・お申込み

猪名川町役場農業環境課 森林・里山担当

電話：072-766-8709

メール：nougyo@town.inagawa.lg.jp

**補助率2／3
上限25万円**

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金

荒廃した竹林整備の費用を補助します

1 事業の概要

荒廃した竹林の駆逐および荒廃竹林を未然に防止するため、竹林所有者が行う竹林整備に対し、費用の一部を補助します。

2 対象となる竹林

森林法第2条第1項に基づく森林のうち、人家や農地等に近隣接し、適正な管理がされていない放置竹林で、面積が100㎡以上であること。

3 補助金の交付対象者

町内に竹林を所有する方で、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第4条第2項のいずれにも該当しない方。

4 補助金の対象経費

- (1) 伐採、撤去及び処分（伐根は除く。）に要する経費
- (2) 当該補助事業の実施に必要な作業道の開設に要する経費（ただし、幅員3m以下とする。）

5 補助金の額等

対象経費の3分の2以内で、25万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ただし、予算で定めた額の範囲内となります。

※補助金の交付は、1人につき1年度内において1回限りとします。

6 事業の流れ

事業実施前にご相談ください！

事業実施後は、申請を受付できませんのでご注意ください

- (1) 農業環境課に連絡
- (2) 竹林整備事業者への相談・見積
- (3) 町へ「補助金交付申請書」を提出
- (4) 町より交付決定通知書を送付
- (5) 竹林整備請負契約・工事着手
- (6) 竹林整備完了後に町へ「実績報告書」「補助金請求書」を提出
- (7) 町より補助金交付

問い合わせ・お申込み

猪名川町役場農業環境課 森林・里山担当

電話：072-766-8709

メール：nougyo@town.inagawa.lg.jp

令和8年
10月1日(木)
から



猪名川町からの 重要なお知らせ

窓口開庁時間等 を変更します



変更前

窓口・電話時間

午前8時45分～午後5時30分



変更後

午前9時00分～午後5時00分

※緊急時は上記時間以外も対応いたします

対象施設

猪名川町役場本庁舎・第2庁舎、日生住民センター、六瀬総合センター、
クリーンセンター、保健センター、子育て支援センター、こども家庭センター
※その他の施設については変更ありません。

便利なコンビニ交付をご利用ください！

マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で、
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書(戸籍謄本・抄本)、戸籍の附票の証明書、
所得課税証明書が取得できます。

いずれの証明書も窓口で取得するのに比べ 100 円お安くお求めいただけます。

ご利用可能時間 6:30～23:00

(12月29日～1月3日及びメンテナンスによる停止日を除く)



ご理解とご協力をよろしくお願いいたします